

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
8月28日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一
 - 都市公園の区域の変更 (都市計画課) ……二
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) ……二



山口県告示第三百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年八月二十八日から同年九月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
- 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場

所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一

三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		造		使用の方法	
	能 (m ³ /日)	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間
三三ーイ	〇・〇六	平成三〇、一	平成三〇、一	平成三〇、一	連	二四時間
三三ー二 (四基)	一五	〃	平成三〇、一	平成三〇、一	断	〃

備考 「三三ーイ」及び「三三ー二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設及び静置分離器をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 状 態		汚 染 状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	最 大	通 常	最 大	最 大	
三三二一 (四基)	一一	一四	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇	二〇〇	三
三三二一 イ	七	八	一、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	検出せず	検出せず	〇・〇一
					一〇	一〇〇	〇・〇一
					一五	五	〇・〇一
					五	一五	三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態		の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	最 大	通 常	
七	八・五	六	二〇	六〇	一〇
					三〇
					二
					一〇
					一五
					二・二
					三
					三七五
					四八五

山口県告示第三百十号

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成三十年九月十四日から施行する。

その関係図書は、平成三十年八月二十八日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市公園の名称
山口きらら博記念公園
- 二 都市公園の位置
山口市阿知須字遠石
- 三 変更に係る区域
山口市阿知須字遠石の一部

山口県告示第三百十一号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

下関市菊川町大字田部七三四の〇の一

下関市菊川町大字岡枝一四八

下関交通安全協会 会長 中村繁

下関交通安全協会 会長 柴田憲

萩市職員共済会 理事長 田中裕

萩市職員共済会 義理 古谷勝

下松交通安全協会 会長 高橋勝

下松交通安全協会 会長 山岡喜

長門交通安全協会 会長 河本英夫

長門交通安全協会 会長 山田利夫

美和町生 見二二二六

美和町生 見二二二六

美和町生 見二二二六

九の
大字
四野
四二
六

目周
一南
番市
一富
号田
一丁

に、

を

九の
大字
四野
四二
六
島柳
幹部
交番
大

七の
大字
八土
一居
一〇

目周
四南
番市
一古
号市
一丁

を

に、

六の
大字
八野
八賀
五〇
島柳
幹部
交番
大

二の
大字
五土
一居
一三

七の
大字
一平
一野
四一

に改める。

を

平成三十年八月二十八日印刷
平成三十年八月二十八日發行

發行人所

山口縣知事